

平成 2 2 年度 版

事業概要

(平成 2 1 年度実績)

三重県障害者相談支援センター

目 次

第 1	概要	1
1	沿革	
2	名称・所在地	
3	所管区域	
4	組織及び職員配置	
第 2	業務内容	6
1	総務課	
2	知的障害者支援課	
3	身体障害者支援課	
4	地域支援課	
第 3	平成 21 年度業務実績	12
1	総務課	
(1)	身体障害者手帳の交付事務処理件数	
(2)	年度別身体障害者手帳交付事務処理件数	
(3)	身体障害者手帳交付者数	
(4)	身体障害者福祉法第 15 条指定医師	
(5)	市町別療育手帳交付事務処理件数	
(6)	年度別療育手帳交付事務処理件数	
(7)	療育手帳交付者数	
2	知的障害者支援課	
(1)	年度別相談人員の推移	

- (2) 相談形態割合
- (3) 相談判定処理状況
- (4) 市町別相談判定状況
- (5) 男女別年齢別相談件数
- (6) 男女別程度別相談件数
- (7) 生活活動状況別相談割合
- (8) 地域支援の状況
- (9) 研修の状況

3 身体障害者支援課

- (1) 相談業務
- (2) 判定業務
- (3) 相談判定実施状況
- (4) 相談判定実人員数の過去5年間の推移
- (5) 来所・巡回別実施実人員数の過去5年間の推移
- (6) 相談判定状況の過去5年間の推移
- (7) 補装具判定の状況
- (8) 巡回相談実績
- (9) 地域リハビリテーション推進事業
- (10) 市町相互間の連絡調整等業務
- (11) 市町等に対する専門的な技術助言・指導等の業務

4 地域支援課

- (1) 相談支援事業
- (2) 人材育成支援事業
- (3) 地域自立支援協議会

第1 概要

三重県身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づき三重県が設置した行政機関です。

身体障害者更生相談所は、市町における身体障がい者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定を行うほか、更生援護に関する市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行い、また身体障害者手帳の交付を行っています。

また、知的障害者更生相談所は、市町における知的障がい者の更生援護の実施に関し、専門的な知識や技術を要する医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、市町間の連絡及び調整、情報の提供、専門的な知識及び技術を必要とする相談・指導を行い、また療育手帳の判定及び交付を行っています。

本県では、この身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、障がい当事者への相談支援の充実に向けた機能強化を主たる目的として平成21年4月1日に統合され、障害者相談支援センターとなりました。

なお、統合により当センターに新たに設置した「地域支援課」において、障がい者相談支援体制強化事業を本庁から移管・実施するとともに、各障害保健福祉圏域に設置されている「総合相談支援センター」の機能の充実に向けた支援や、市町が設置している「地域自立支援協議会」の活性化を図る取組を行っています。

1 沿革

(1) 身体障害者更生相談所の沿革

昭和27年10月	三重県民生部厚生課内に設置
昭和30年6月	三重県身体障害者更生指導所（津市藤方2283-1）の設置に伴い移転
昭和60年4月	三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾670-2）の整備に伴い、同センター内に移転
平成21年4月1日	「障害者相談支援センター」（津市一身田大古曾670-2）として身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合

(2) 知的障害者更生相談所の沿革

昭和 35 年 7 月 1 日 三重県身体障害者更生指導所（津市藤方 2283-1）
内に併置

昭和 39 年 4 月 1 日 精神薄弱者更生施設「三重県樹心寮」（津市城山 1
丁目 12-2）内に移転・併置

昭和 46 年 7 月 1 日 三重県中央児童相談所（津市鳥居町 258）内に移転・
併置

平成 2 年 4 月 16 日 三重県中央児童相談所の庁舎新築（津市一身田大古
曾字雁田 694-1）に伴い移転

平成 11 年 4 月 1 日 知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設「三重
県樹心寮」を統合し、「知的障害者福祉センターはばた
き」（津市城山 1 丁目 12-2）を整備、移転

平成 18 年 4 月 1 日 更生施設部門が平成 17 年度末をもって休止したこ
とに伴い、名称が知的障害者更生相談所に変更

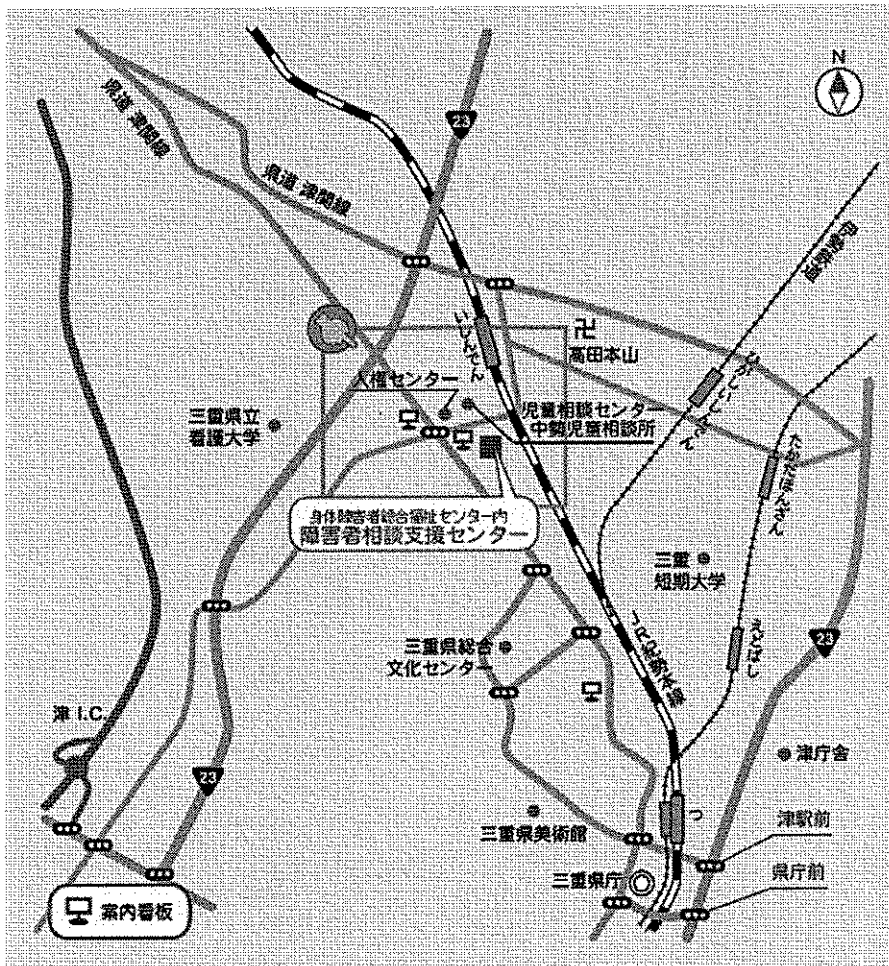
※ 更生施設部門は平成 19 年 4 月から民営の施設とし
て運営

平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」として、身体障害者更
生相談所と知的障害者更生相談所が統合され、三重県
身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾 670
-2）内に移転

2 名称・所在地

- ・名称 三重県障害者相談支援センター
- ・所在地 〒514-0113 三重県津市一身田大古曾 670 番地 2
TEL 059-236-0400 (総務課)
059-232-7531 (知的障害者支援課)
059-232-7356 (身体障害者支援課)
059-236-0403 (地域支援課)
FAX 059-231-0687
E-mail shogaic@pref.mie.jp
HP <http://www.pref.mie.jp/SHOGAIC/HP/>

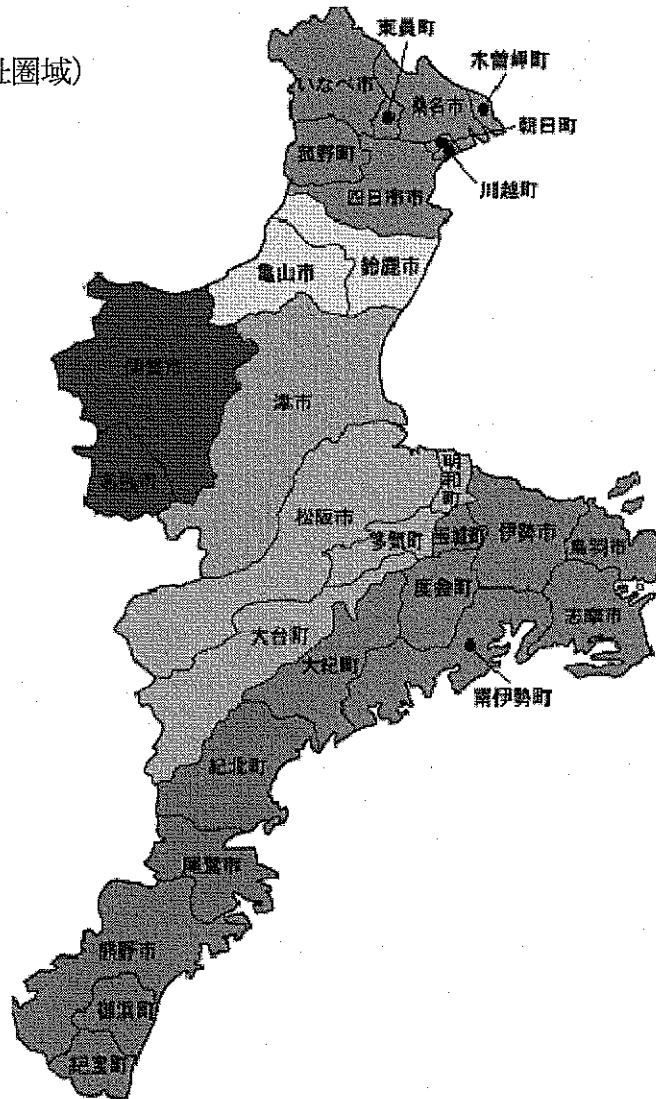
・案内図



交通：JR一身田駅から徒歩約10分
津駅西口からバス（夢が丘団地行き）「身体障害者総合福祉センター前」
「人権センター口」からは徒歩約3分

3 所管区域

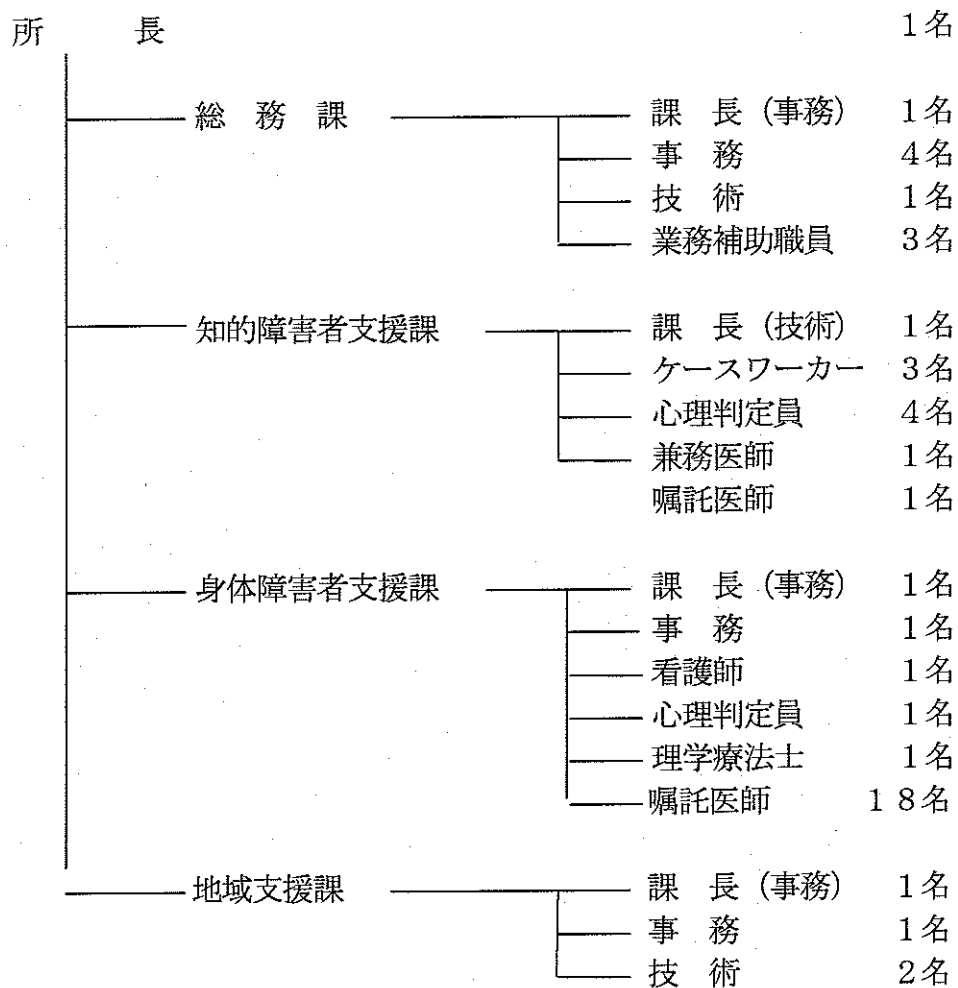
三重県全域
 (9 障害保健福祉圏域)
 14 市 15 町



平成22年4月1日現在

地域名	総数	男	女	人口比率	世帯数	世帯比率	範囲
桑名	219,651	108,592	111,059	11.8%	79,430	11.1%	桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡
四日市	370,310	183,554	186,756	20.0%	142,473	19.9%	四日市市・三重郡
鈴鹿	247,532	123,866	123,666	13.3%	94,145	13.2%	鈴鹿市・亀山市
津	285,672	138,423	147,249	15.4%	114,720	16.1%	津市
松阪	217,724	104,686	113,038	11.7%	83,021	11.6%	松阪市・多気郡
伊勢	256,681	120,524	136,157	13.8%	98,372	13.8%	伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡
伊賀	178,239	85,893	92,346	9.6%	66,288	9.3%	名張市・伊賀市
尾鷲	38,490	17,902	20,588	2.1%	17,602	2.5%	尾鷲市・北牟婁郡
熊野	40,878	19,062	21,816	2.2%	18,211	2.5%	熊野市・南牟婁郡
合計	1,855,177	902,502	952,675	100.0%	714,262	100.0%	

4 組織及び職員配置（平成 22 年 4 月 1 日現在）



【再掲】

事務吏員	11 名
技術吏員	13 名
業務補助職員（事務）	3 名
兼務医師	1 名
嘱託医	19 名

第2 業務内容

1 総務課

(1) 身体障害者手帳の交付業務

平成18年度から手帳に関するすべての業務を身体障害者更生相談所で交付事務を行っています。

(2) 身体障害者福祉法第15条第1項医師の指定業務

(3) 療育手帳の交付

平成18年度から児童分を含めて知的障害者更生相談所で交付事務を行っています。

(4) その他庶務、経理業務

2 知的障害者支援課

知的障害者福祉法第12条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成15年3月25日、障発0325002号）により以下の業務を行っています。

- ・ 知的障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務。
- ・ 18歳以上の知的障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定。
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務。
- ・ 地域生活支援の推進に関する業務。
- ・ 本人若しくはその保護者及び市町から求めがあった時や、その他必要があると認められた時は、知的障がい者の福祉を図るために必要な事項を記載した判定書を交付。

(1) 相談・判定

知的障がいのある人や家族などからの求めに応じ、その援護の実施機関である市町からの依頼を受けて、特に専門的な知識や技術を必要とす

る事項について、相談支援を行うとともに、医学的、心理学的及び職能的判定に基づいて、総合的判定を行っています。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

- ① 知的障害者援護施設利用に係る判定及び調整
- ② 支援方針決定のための判定
- ③ 職業安定所等への紹介など就労に関する相談
- ④ 日常生活の悩み、余暇の過ごし方、経済的な問題、情緒的な問題など生活に関する相談
- ⑤ 特別支援学校高等部卒業後の進路相談
- ⑥ 療育手帳の新規交付及び再判定に関する相談・判定

(2) 地域支援

知的障がいのある人が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、市町が実施する援護について専門的技術的援助を行うとともに、市町、サービス提供者等の関係機関と連携し、生活支援体制の充実を図るなど、地域福祉の推進に寄与します。

具体的には、支援が困難な人に関する支援検討会議などに参加し（市町等からの要請に応じて随時）技術的支援等を行うほか、地域自立支援協議会（知的障がい部会）への参加によって関係者に助言、提案を行います。

また、施設入所希望に関して市町間の連絡調整を図るほか、施設の空き情報を市町に提供するなどします。保護者の死亡等により急きょ安全確保が必要となった場合には、三重県独自に緊急入所調整の制度が設けられており、市町、入所調整委員会、施設等との連絡調整や会議の事務等を担います。

そのほか、地域生活において何らかの不適応や支援上の困難性を抱えた在宅等の知的障がい者に対し、地域生活の継続が可能となるように一時的に入所施設を利用して支援を行う行動観察事業を実施しています。事業の実施にあたっては、当センター、市町、障害者支援施設それぞれの連携が重要であり、施設での観察から得られた情報を基に支援検討会議等を開催し、障がいのある本人が安心して地域に戻ることのできるよ

う支援しています。

(3) 巡回相談

各圏域の実情に応じて、年間計画を作成し、チームを編成して各種相談及び判定を行います。

(4) 調査研究・研修

知的障がいに関する調査及び情報収集、啓発及び関係機関職員等への研修を実施します。

3 身体障害者支援課

身体障害者福祉法第11条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成15年3月25日、障発0325001号）により以下の業務を行っています。

- ・ 身体障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務。
- ・ 身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定並びに補装具の処方及び適合判定業務。
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務。

(1) 相談・判定

身体障がいのある人や家族などからの求めに応じ、その援護の実施機関である市町からの依頼を受けて、特に専門的な知識や技術を必要とする事項について、相談支援を行うとともに、医学的、心理学的及び職能的判定に基づいて、総合的判定を行っています。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

(ア) 身体障がい者の更生医療に係る相談及び判定

(イ) 補装具の処方及び適合判定

(ウ)施設利用及びその他身体障がい者の更生援護のための各種相談

(2) 巡回相談

身体障がい者の利便を図るため、市町を巡回して補装具の判定、一般更生相談等を行います。

(3) 地域支援

身体障がいのある人が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、市町等が実施する援護について専門的技術的援助を行うとともに、市町、サービス提供者等の関係機関と連携し、生活支援体制の充実を図るなど、地域福祉の推進に寄与します。

具体的には、自立支援法の下では、施設利用者は事業所と契約して、障がいの程度に応じたサービスを受けることとなりますが、施設サービスを利用するにあたって、施設が入所者を選別することなく、利用が円滑かつ公平に行われるように、施設や関係者の参画を得て「三重県身体障がい者支援施設入所調整会議」を設置して、市町等の相互間の連絡調整を担います。

また、特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域生活支援センター職員等に助言・指導等を行います。

(4) 調査研究・研修

身体障がいに関する調査及び情報収集、啓発及び関係機関職員等への研修を実施します。

4 地域支援課

障害者自立支援法第 78 条、同施行規則により以下の業務を行っています。

- ・ 障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な専門性の高い相談業務及び相談支援体制の充実に向けた取組
- ・ 障がい福祉サービス、相談支援を行う者に対する研修
- ・ 地域自立支援協議会の充実に向けた取組

(1) 相談支援事業

障害保健福祉圏域ごとに障がい者の相談支援体制の充実を図るとともに、全県域を対象に自閉症、発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいなどの専門性の高い相談支援事業を行います。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

① 障がい者就業・生活支援事業

就労中又は就労を希望する障がい者の相談に応じるとともに、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携をとって就労の機会の提供、就労継続支援等必要な支援を行います。

② 障がい児等療育相談支援事業

知的障がい児（者）、身体障がい児（者）の地域における生活を支えるための相談に応じるとともに、県の療育機関と連携を図りながら地域の療育機能の充実を図ります。

③ 高次脳機能障がい者生活支援事業

交通事故等による脳外傷により生じた高次脳機能障がい者の社会復帰や地域生活を支援するために必要な相談支援を行うとともに、医療機関、施設等で高次脳機能障がい者の支援に携わる者に対する研修等を行います。

④ 自閉症・発達障がい支援センター運営事業

自閉症等の特有な発達障害を有する障がい児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として自閉症・発達障がい支援センターを設置し、県民の理解を促進するため研修等を行い、相談・助言、指導・就労に関する支援や関係施設との連携により、障がい児（者）の福祉の向上を図ります。

⑤ 重症心身障がい児（者）相談支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）やその家族の生活を支援するための相談に応じるとともに、療育機関等福祉サービスの情報提供などを行うことにより、重症心身障がい児（者）の地域生活の支援を行います。

(2) 障がい者総合相談支援センターの支援

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を可能とするためには、相談支援が重要となっています。

県や市町から相談支援事業を受託している障がい者総合相談支援センターを支援するため、代表者会議等の開催により支援センター間の情報共有や課題解決に向けた取組を行います。

(3) 人材育成支援事業

障がい者福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、その担い手となる人材の確保・育成を図るため、各種研修を行います。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

① 障害程度区分認定調査員研修

市町職員、事業所の職員等であり、障害程度区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象とした研修を行います。

② 審査会委員研修

障害程度区分の認定を行う市町の審査会委員の研修を行います。

③ 相談支援従事者研修

相談支援従事者の養成や資質の向上を図るため研修を行います。

④ サービス管理責任者研修

個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置されるサービス管理責任者を養成するための研修を行います。

⑤ ガイドヘルパー養成研修

視覚障がい者や全身性障がい者の外出時の移動の支援等を行うガイドヘルパーの養成を図るための研修を行います。

(4) 地域自立支援協議会の充実

障がい者の地域生活を支えるためには、障がい者の相談支援活動が重要ですが、相談支援を通じて把握した障がい者の状況や課題等の情報を、地域の関係者が共有し課題解決に向けた取組を行うことが必要です。

関係者の情報共有や課題解決の場として、地域自立支援協議会が各市町に設置されており、協議会の充実に向けた支援を行います。

第3 平成21年度業務実績

1 総務課

(1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数

身体障害者手帳交付者数は年々増加していますが、中でも内部障害の増加が顕著となっています。

また、平成22年4月から肝臓機能障害が新たに身体障害者手帳の認定・交付されることとなりました。

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

		視 覚	聴 覚 平 衡	音 声 言 語 ・ そ し ゃ く	肢 体 不 自 由	脳 原 性	心 臓
交 付 ・ 処 理 件 数	新規交付	346	461	111	2,814	41	932
	再交付(認定)	318	301	46	1,226	66	456
	再交付(取替)	100	179	40	606	21	168
	居住地変更	115	125	37	639	38	144
	返還	311	351	97	2,052	8	442
	県内転入	21	34	13	176	2	42
	県外転出	18	18	7	85	4	23
合計		1,229	1,469	351	7,598	180	2,207

		じん臓	呼吸器	ぼうこう 直 腸	小 腸	その他	合 計
交 付 ・ 処 理 件 数	新規交付	518	348	464	7	8	6,050
	再交付(認定)	313	92	142	6	0	2,966
	再交付(取替)	65	25	36	0	4	1,244
	居住地変更	85	24	36	2	3	1,248
	返還	367	328	343	2	1	4,302
	県内転入	17	4	7	0	7	323
	県外転出	10	2	6	3	3	179
合計		1,375	823	1,034	20	26	16,312

【再掲】市町別交付事務処理件数

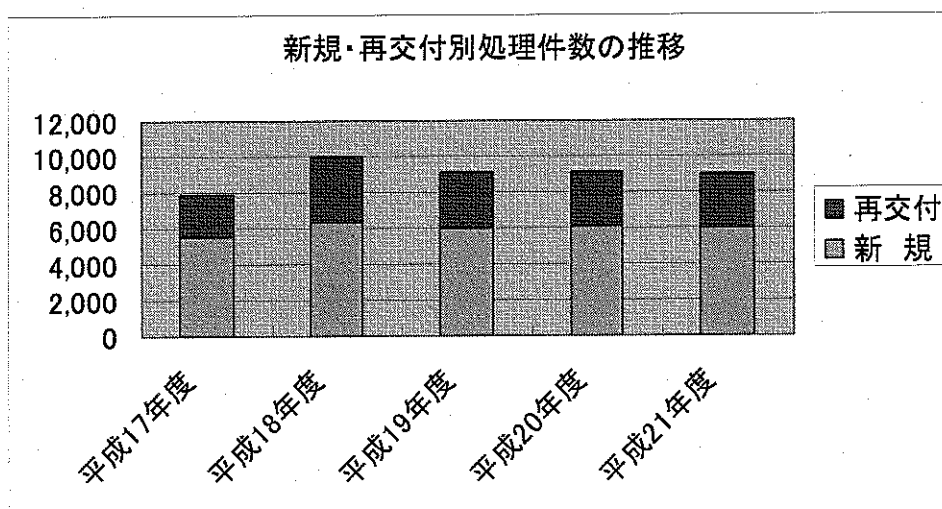
(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

市町名	新規 交付	再交付 (認定)	再交付 (取替)	居住地 変更	返還	県内 転入	県外 転出	計
津市	963	491	176	244	603	48	33	2,558
四日市市	938	465	219	175	548	48	27	2,420
伊勢市	444	179	124	88	269	21	11	1,136
松阪市	491	215	91	132	346	10	11	1,296
桑名市	406	182	85	75	266	28	15	1,057
鈴鹿市	593	327	143	140	470	22	16	1,711
名張市	233	116	54	38	176	34	9	660
尾鷲市	76	44	16	31	86	4	2	259
亀山市	181	65	28	35	156	11	4	480
鳥羽市	105	54	17	5	54	3	4	242
熊野市	80	55	14	18	86	10	3	266
いなべ市	150	60	19	19	145	4	7	404
志摩市	207	86	31	59	174	9	8	574
伊賀市	380	196	72	57	296	27	8	1,036
市計	5,247	2,535	1,089	1,116	3,675	279	158	14,099
木曾岬町	13	8	1	0	10	4	1	37
東員町	76	55	15	13	38	5	1	203
菰野町	131	55	19	37	96	4	7	349
朝日町	28	8	10	9	11	1	0	67
川越町	40	23	4	8	29	6	0	110
多気町	55	21	10	14	57	3	2	162
明和町	75	37	13	8	58	3	0	194
大台町	34	27	8	2	31	1	0	103
玉城町	48	22	12	7	39	3	1	132
度会町	30	9	3	6	14	3	1	66
大紀町	56	19	12	6	42	0	1	136
南伊勢町	82	57	16	4	75	2	1	237
紀北町	69	46	15	6	51	1	5	193
御浜町	30	12	6	6	38	5	1	98
紀宝町	36	32	11	6	38	3	0	126
町計	803	431	155	132	627	44	21	2,213
合計	6,050	2,966	1,244	1,248	4,302	323	179	16,312

(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数

(単位：人)

処理区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
新規	5,582	6,297	6,038	6,132	6,050
再交付	2,305	3,667	3,041	3,007	2,966
小計	7,887	9,964	9,079	9,139	9,016
居住地変更等	1,075	1,306	1,390	1,351	1,248
県外からの転入	240	291	308	314	323
返還	4,360	4,229	5,006	4,740	4,302
県外への転出	185	169	239	190	179
再交付(取替等)	783	1,191	1,254	1,193	1,244
合計	14,530	17,150	17,276	16,927	16,312



(3) 身体障害者手帳交付者数 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

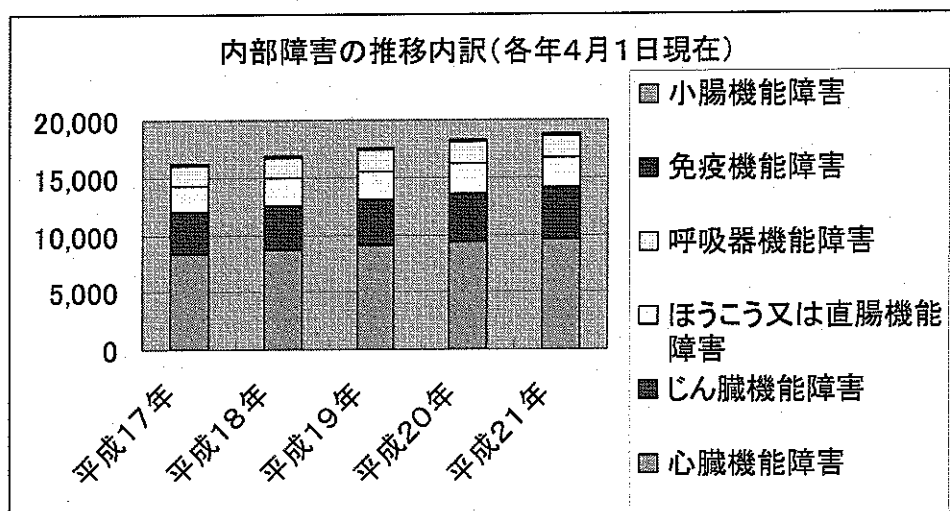
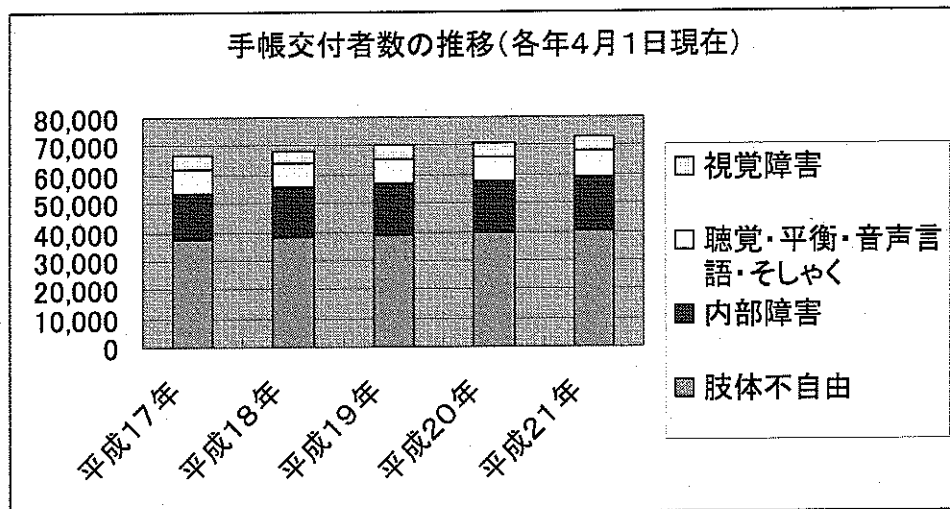
(単位:人)

障害別		等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	障害別 構成比
視覚障害	児		41	8	6	8	4	2	69	6.62%
	者		1,822	1,301	416	384	536	409	4,868	
	計		1,863	1,309	422	392	540	411	4,937	
聴覚又は平衡機能障害	児		4	78	44	21	0	43	190	10.41%
	者		363	1,999	1,139	1,285	37	2,750	7,573	
	計		367	2,077	1,183	1,306	37	2,793	7,763	
音声・言語機能又は そしゃく機能障害	児		0	4	1	8			13	1.16%
	者		15	89	448	296			848	
	計		15	93	449	304	0	0	861	
肢体不自由	児		447	294	106	22	26	10	905	55.33%
	者		7,235	8,394	8,683	10,178	3,887	1,966	40,343	
	計		7,682	8,688	8,789	10,200	3,913	1,976	41,248	
内 部 障 害	心臓機能障害	児	97	2	59	24			182	13.61%
		者	6,265	97	2,124	1,475			9,961	
		計	6,362	99	2,183	1,499	0	0	10,143	
	呼吸器機能障害	児	16	0	10	1			27	2.43%
		者	359	54	1,013	355			1,781	
		計	375	54	1,023	356	0	0	1,808	
	じん臓機能障害	児	10	0	0	0			10	6.30%
		者	4,317	17	238	118			4,690	
		計	4,327	17	238	118	0	0	4,700	
	ぼうこう又は直 腸機能障害	児	2	1	8	10			21	3.78%
		者	9	12	197	2,577			2,795	
		計	11	13	205	2,587	0	0	2,816	
	小腸機能障害	児	4	0	1	4			9	0.12%
		者	15	5	13	46			79	
		計	19	5	14	50	0	0	88	
	肝臓機能障害	児	3	0	0	0			3	0.10%
		者	60	3	9	3			75	
		計	63	3	9	3	0	0	78	
	その他	児	0	0	0	0			0	0.14%
		者	26	44	30	7			107	
		計	26	44	30	7	0	0	107	
	(内部障害計)	児	132	3	78	39			252	26.48%
		者	11,051	232	3,624	4,581			19,488	
		計	11,183	235	3,702	4,620	0	0	19,740	
合計	児	624	387	235	98	30	55	1,429	100.0%	
	者	20,486	12,015	14,310	16,724	4,460	5,125	73,120		
	計	21,110	12,402	14,545	16,822	4,490	5,180	74,549		
等級別構成比			28.32%	16.64%	19.51%	22.56%	6.02%	6.95%	100.0%	

【再掲】市町別交付者数

(単位:人)

障害区分 市町名	視覚	聴覚 ・ 平衡	音声 言語 ・ 咀嚼	肢体 不 自由	内 部 障 害								児・者別内訳		合 計
					心臓	呼吸 器	腎臓	膀胱 ・ 直腸	小腸	肝臓	その 他	計	児	者	
津市	912	1,127	128	7,141	1,592	312	800	495	10	17	0	3,226	288	12,246	12,534
四日市市	662	1,051	117	5,427	1,732	193	773	383	9	9	0	3,099	256	10,100	10,356
伊勢市	462	873	92	3,528	848	181	388	236	6	7	0	1,666	98	6,523	6,621
松阪市	419	680	86	3,517	796	150	378	237	21	4	0	1,586	116	6,172	6,288
桑名市	268	368	41	2,253	785	82	266	201	9	5	0	1,348	89	4,189	4,278
鈴鹿市	385	653	68	3,793	793	119	432	266	8	8	0	1,626	176	6,349	6,525
名張市	188	297	38	1,633	364	61	188	87	4	1	0	705	55	2,806	2,861
尾鷲市	72	99	17	722	216	48	96	65	3	3	0	431	11	1,330	1,341
亀山市	118	209	23	1,068	188	35	115	70	0	1	0	409	31	1,796	1,827
鳥羽市	76	142	14	577	127	22	57	32	0	1	0	239	20	1,028	1,048
熊野市	71	112	9	687	165	96	75	42	1	1	0	380	14	1,245	1,259
いなべ市	85	167	27	972	247	37	90	64	1	0	0	439	32	1,658	1,690
志摩市	195	340	38	1,410	337	71	171	104	1	4	0	688	41	2,630	2,671
伊賀市	402	523	62	2,871	520	116	220	148	3	11	0	1,018	60	4,816	4,876
(市計)	4,315	6,641	760	35,599	8,710	1,523	4,049	2,430	76	72	0	16,860	1,287	62,888	64,175
木曾岬町	11	7	5	98	45	2	14	3	0	0	0	64	0	185	185
東員町	52	70	11	437	137	19	57	32	1	1	0	247	13	804	817
菰野町	79	123	10	828	194	34	96	54	2	2	0	382	31	1,391	1,422
朝日町	11	19	0	104	36	7	14	10	0	0	0	67	3	198	201
川越町	22	31	2	227	74	9	24	10	2	1	0	120	7	395	402
多気町	40	89	4	333	70	7	36	28	1	0	0	142	11	597	608
明和町	55	118	9	478	136	19	58	35	0	0	0	248	16	892	908
大台町	28	51	8	332	86	15	22	21	0	0	0	144	6	557	563
玉城町	36	75	13	324	81	23	31	12	2	0	0	149	9	588	597
度会町	34	44	1	166	47	6	23	18	1	0	0	95	3	337	340
大紀町	32	82	1	363	84	23	43	24	2	0	0	176	4	650	654
南伊勢町	76	132	14	498	136	20	50	31	0	1	0	238	10	948	958
紀北町	64	158	15	781	172	44	110	53	0	0	0	379	17	1,380	1,397
御浜町	41	53	2	245	53	24	24	18	0	1	0	120	1	460	461
紀宝町	41	70	6	435	82	33	49	37	1	0	0	202	11	743	754
(町計)	622	1,122	101	5,649	1,433	285	651	386	12	6	0	2,773	142	10,125	10,267
その他											107	107	0	107	107
県合計	4,937	7,763	861	41,248	10,143	1,808	4,700	2,816	88	78	107	19,740	1,429	73,120	74,549



(4) 身体障害者福祉法第 15 条指定医師

① 平成 21 年度の指定状況

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	計
指定申請件数	7	7	11	16	36	65	142
指 定 件 数	7	7	11	16	36	65	142
うち新規指定者	6	7	8	16	9	26	72

② 医師指定の推移 (過去 5 年間の状況)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
指定申請件数	50	87	54	54	142
指 定 件 数	49	85	52	47	142

③ 保健福祉圏域別指定医師配置状況 (平成22年4月1日現在)【所属機関が不明な指定医師を除く】

実人数 (人)	指定医師 延件数	視覚障害	聴覚障害	平衡機能 障害	音声言語 機能障害	そしゃく 機能障害	肢体 不自由	心臓機能 障害	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害	膀胱直腸 機能障害	小腸機能 障害	免疫機能 障害	肝臓機能 障害
178	726	19	20	25	36	22	137	102	104	98	70	80	0	13
131	553	13	16	19	27	17	101	77	79	73	54	65	0	12
95	131	4	2	4	7	3	27	18	19	19	14	13	0	1
1	6	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0
11	36	2	2	2	2	2	8	6	5	5	1	1	0	0
366	1,458	39	38	51	80	44	268	210	216	208	134	150	4	16
329	1,305	33	32	43	70	37	240	189	195	189	121	137	4	15
29	122	6	5	7	9	6	21	16	16	14	11	10	0	1
2	10	0	0	0	0	0	2	2	2	2	1	1	0	0
6	21	0	1	1	1	1	5	3	3	3	1	2	0	0
197	748	25	20	25	41	19	150	107	111	105	61	76	1	7
167	646	20	17	22	38	17	130	90	95	89	54	66	1	7
30	102	5	3	3	3	2	20	17	16	16	7	10	0	0
440	1,753	60	58	71	106	58	322	244	243	239	144	176	8	24
440	1,753	60	58	71	106	58	322	244	243	239	144	176	8	24
237	873	24	18	28	38	21	173	135	138	131	65	91	2	9
202	743	21	16	24	33	17	146	114	118	112	55	78	1	8
4	12	1	0	0	0	0	3	2	2	2	1	1	0	0
19	77	1	1	3	4	3	14	13	12	11	6	7	1	1
12	41	1	1	1	1	1	10	6	6	6	3	5	0	0
246	942	25	24	29	46	22	189	143	146	143	68	94	4	9
155	580	19	19	23	33	17	114	86	88	85	34	55	1	6
14	61	1	1	1	2	1	12	9	9	9	6	7	2	1
53	206	5	3	4	10	3	40	31	33	32	21	22	0	2
10	44	0	1	1	1	1	9	7	7	7	5	5	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	39	0	0	0	0	0	10	8	7	7	2	4	1	0
4	12	0	0	0	0	0	4	2	2	3	0	1	0	0
142	551	15	12	12	20	9	112	83	87	80	51	65	0	5
57	211	3	5	5	8	5	43	33	34	31	16	25	0	3
85	340	12	7	7	12	4	69	50	53	49	35	40	0	2
40	192	3	3	3	8	3	34	29	31	28	19	22	1	8
27	131	3	3	3	6	3	22	18	21	18	13	15	0	6
13	61	0	0	0	2	0	12	11	10	10	6	7	1	2
29	106	5	2	2	4	2	22	16	16	15	9	12	0	1
12	49	2	0	0	1	0	9	9	9	8	4	7	0	0
16	52	3	2	2	3	2	12	6	6	6	5	4	0	1
1	5	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	0	0
1,875	7,349	215	195	246	379	200	1,407	1,069	1,092	1,047	621	766	20	92

(5) 市町別療育手帳交付事務処理件数

(平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)

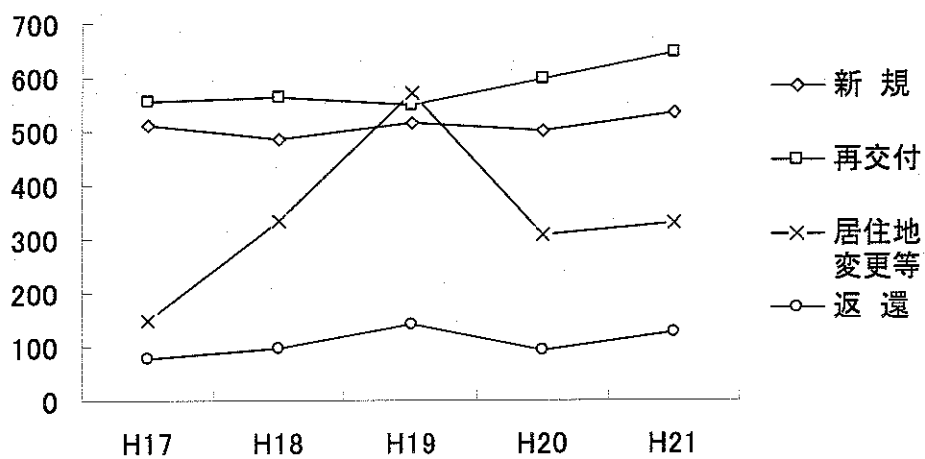
(単位：人)

市町名	新規 交付	再交付	居住地 等変更	返 還	計
津市	64	92	55	17	228
四日市市	94	113	51	23	281
伊勢市	23	50	23	6	102
松阪市	44	43	32	6	125
桑名市	57	53	18	6	134
鈴鹿市	84	71	49	9	213
名張市	29	38	14	11	92
尾鷲市	5	10	4	0	19
亀山市	15	16	9	4	44
鳥羽市	5	7	4	3	19
熊野市	3	4	3	2	12
いなべ市	8	14	1	5	28
志摩市	11	22	9	7	49
伊賀市	24	40	19	10	93
市 計	466	573	291	109	1,439
木曾岬町	2	1	1	0	4
東員町	1	7	0	2	10
菰野町	3	12	5	1	21
朝日町	8	2	5	1	16
川越町	4	5	1	0	10
多気町	11	2	2	0	15
明和町	9	7	3	0	19
大台町	4	1	0	4	9
玉城町	1	3	7	2	13
度会町	2	4	0	0	6
大紀町	1	3	1	2	7
南伊勢町	6	9	2	2	19
紀北町	6	5	2	1	14
御浜町	5	7	6	0	18
紀宝町	6	5	4	3	18
町 計	69	73	39	18	199
合 計	535	646	330	127	1,638

(6) 年度別療育手帳交付事務処理件数

(単位:人)

処理区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
新規	512	487	516	501	535
再交付	556	563	549	597	646
小計	1,068	1,050	1,065	1,098	1,181
居住地変更等	148	334	571	307	330
返還	78	95	140	92	127
合計	1,294	1,477	1,775	1,496	1,638



(7) 療育手帳交付者数 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

(単位:人)

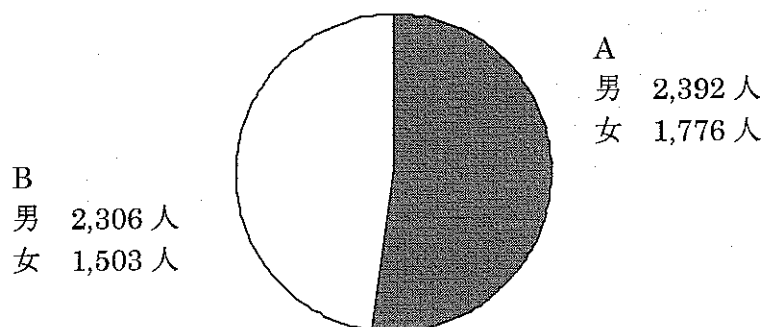
区分 市町名	男	女	18歳未満			18歳以上			合計		
			A	B	計	A	B	計	A	B	計
津市	1,040	589	182	217	399	668	562	1,230	850	779	1,629
四日市市	1,101	674	194	328	522	599	654	1,253	793	982	1,775
伊勢市	487	306	64	97	161	336	296	632	400	393	793
松阪市	580	367	90	150	240	396	311	707	486	461	947
桑名市	473	278	82	154	236	263	252	515	345	406	751
鈴鹿市	690	417	151	220	371	330	406	736	481	626	1,107
名張市	324	207	45	118	163	190	178	368	235	296	531
尾鷲市	72	53	9	15	24	55	46	101	64	61	125
亀山市	134	61	14	44	58	67	70	137	81	114	195
鳥羽市	87	67	13	12	25	80	49	129	93	61	154
熊野市	106	67	6	9	15	87	71	158	93	80	173
いなべ市	142	107	27	39	66	106	77	183	133	116	249
志摩市	182	149	26	30	56	146	129	275	172	159	331
伊賀市	337	257	56	79	135	225	234	459	281	313	594
(市計)	5,755	3,599	959	1,512	2,471	3,548	3,335	6,883	4,507	4,847	9,354
木曾岬町	21	12	2	6	8	14	11	25	16	17	33
東員町	63	50	11	16	27	56	30	86	67	46	113
菟野町	174	82	19	46	65	114	77	191	133	123	256
朝日町	24	13	4	13	17	14	6	20	18	19	37
川越町	46	24	12	9	21	23	26	49	35	35	70
多気町	51	37	6	15	21	37	30	67	43	45	88
明和町	68	39	9	21	30	32	45	77	41	66	107
大台町	55	32	5	8	13	36	38	74	41	46	87
玉城町	58	25	8	15	23	29	31	60	37	46	83
度会町	17	17	4	6	10	15	9	24	19	15	34
大紀町	38	29	2	1	3	43	21	64	45	22	67
南伊勢町	78	50	4	12	16	68	44	112	72	56	128
紀北町	84	66	4	13	17	71	62	133	75	75	150
御浜町	33	41	5	7	12	39	23	62	44	30	74
紀宝町	37	29	8	8	16	29	21	50	37	29	66
(町計)	847	546	103	196	299	620	474	1,094	723	670	1,393
県合計	6,602	4,145	1,062	1,708	2,770	4,168	3,809	7,977	5,230	5,517	10,747

【再掲】年齢別・性別・障害程度別療育手帳交付者数

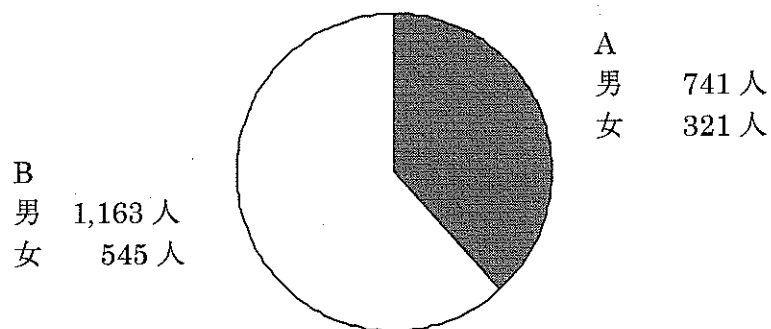
(単位:人)

項目		障害程度		計
		A	B	
18歳以上	男	2,392	2,306	4,698
	女	1,776	1,503	3,279
	計	4,168	3,809	7,977
18歳未満	男	741	1,163	1,904
	女	321	545	866
	計	1,062	1,708	2,770
合計	男	3,133	3,469	6,602
	女	2,097	2,048	4,145
	計	5,230	5,517	10,747

18歳以上



18歳未満

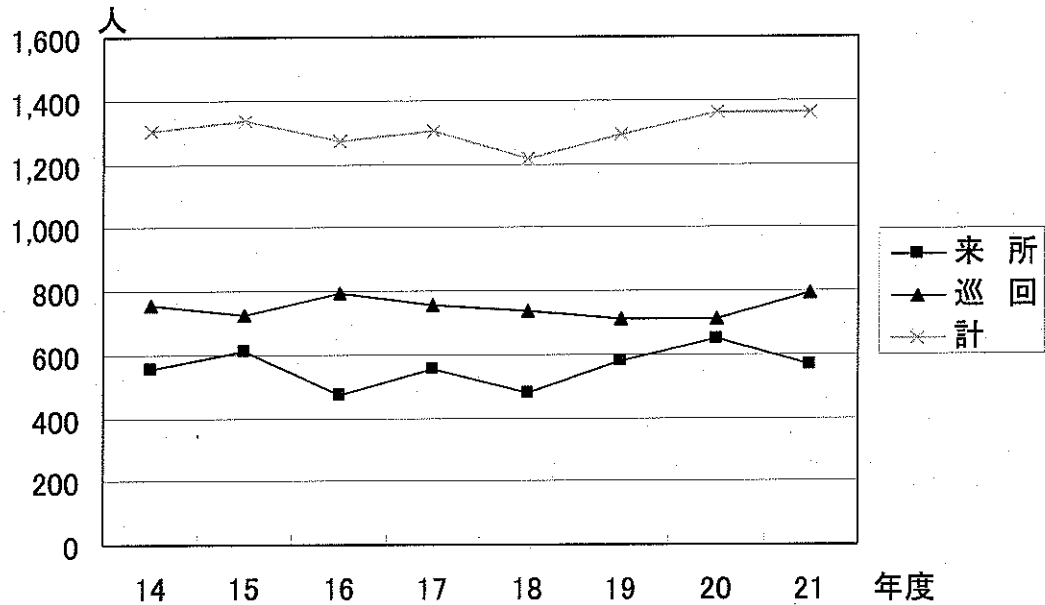


2 知的障害者支援課

(1) 年度別相談人員の推移

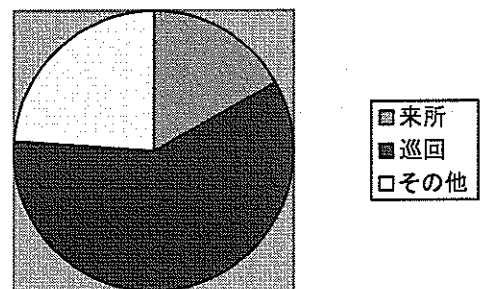
年度	14	15	16	17	18	19	20	21
来所	553	611	475	553	477	581	651	567
巡回	754	722	796	754	740	712	710	796
計	1,307	1,333	1,271	1,307	1,217	1,293	1,361	1,363

(注) 厚生労働省分類による



(2) 相談形態割合

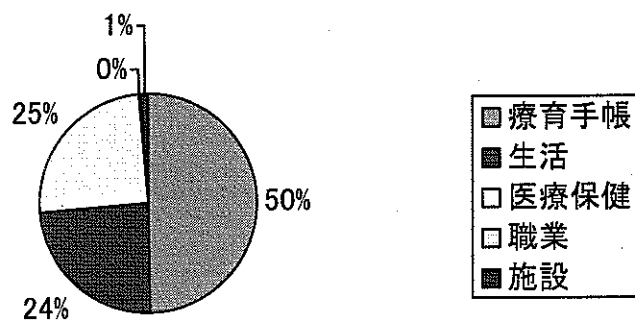
項目	人員	割合
来所	238	17%
巡回	796	59%
その他	329	24%
計	1363	100%



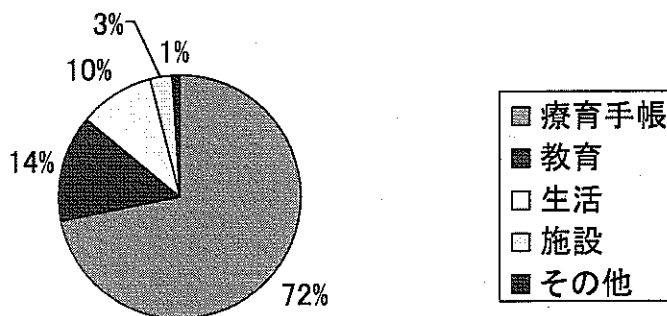
(3) 相談判定処理状況

区分		来所	巡回	その他	合計
取扱実人員		238	796	329	1,363
相談内容	施設	4	27	0	31
	職親委託	0	0	0	0
	職業	2	0	29	21
	医療保健	79	0	0	79
	生活	75	81	4	160
	教育	0	116	0	116
	療育手帳	159	581	37	777
	その他	0	8	253	261
	計	319	813	313	1,445
判定内容	医学的判定	79	0	0	79
	心理学的判定	154	585	0	739
	職能的判定	0	0	0	0
	その他の判定	4	27	0	31
	計	237	612	0	849
判定書 交付数等	障害程度区分	0	0	0	0
	療育手帳	159	584	37	780
	その他	73	10	277	360
	計	232	594	314	1,140

☆来所



☆巡回



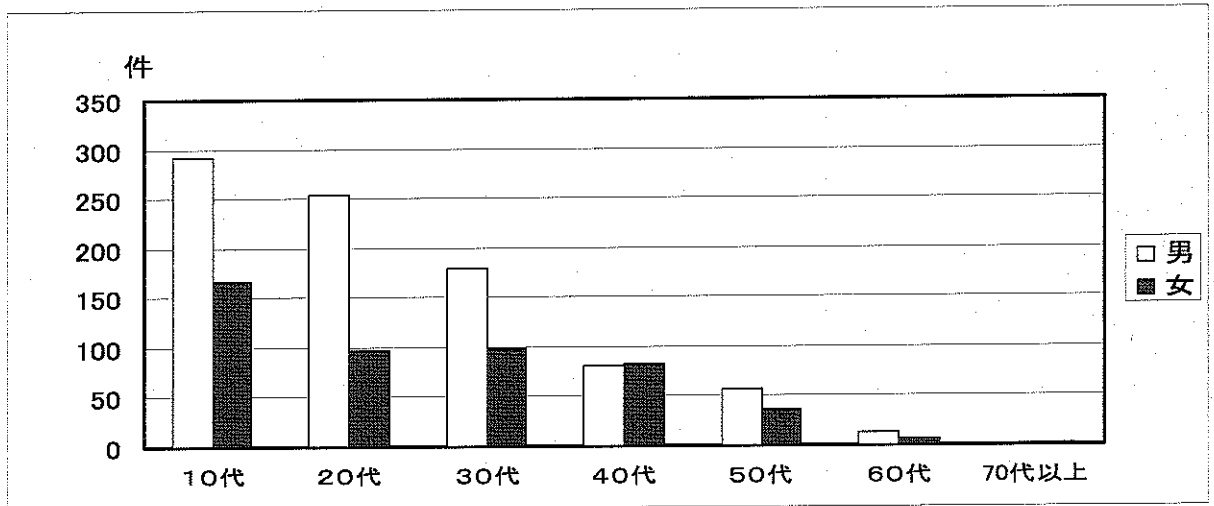
(4) 市町別相談判定状況

市町名	実数	施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その 他	計
津市	210	5		1	13	34	27	105	37	222
四日市市	165	3		2	14	19	7	99	38	182
伊勢市	113	5		3	4	14	10	59	23	118
松阪市	123	1			11	15	20	62	23	132
桑名市	88	2		4	4	13		49	23	95
鈴鹿市	156	3		4	3	6	1	102	37	156
名張市	96	1		1	2	4	21	50	17	96
尾鷲市	22				2	2		14	5	23
亀山市	31				2	3		22	5	32
鳥羽市	29					3	9	13	4	29
熊野市	11	1		1	3	4		6	0	15
いなべ市	15	1			1	4		10	1	17
志摩市	48	1		2		3	3	28	11	48
伊賀市	73	2		1	6	8	13	43	8	81
市計	1,180	25	0	19	65	132	111	662	232	1,246
木曾岬町	7							6	1	7
東員町	12				1	3		8	1	13
菰野町	23	1		1		1		16	5	24
朝日町	10							6	3	9
川越町	9				1	1		7	1	10
多気町	6							6	0	6
明和町	12				3	4		6	2	15
大台町	4	1					1	2	1	5
玉城町	11	1				3	2	4	1	11
度会町	10			1	1	2		6	1	11
大紀町	6							5	1	6
南伊勢町	32				4	10		17	5	36
紀北町	19	2			2	2	2	12	2	22
御浜町	8	1			2	2		4	1	10
紀宝町	9							7	2	9
町計	178	6	0	2	14	28	5	112	27	194
県計	1,358	31	0	21	79	160	116	774	259	1,440
県外	5	0	0	0	0	0	0	3	2	5
合計	1,363	31	0	21	79	160	116	777	261	1,445

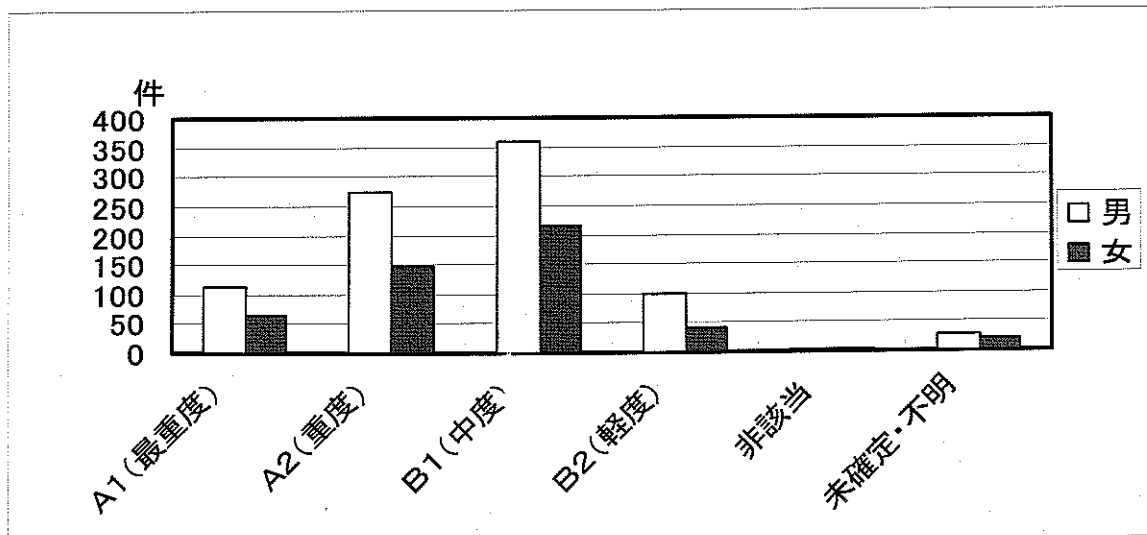
(再掲)障害保健福祉圏域別

桑名員弁	122	3	0	4	6	20	0	73	26	132
四日市	207	4	0	3	15	21	7	128	47	225
鈴鹿亀山	187	3	0	4	5	9	1	124	42	188
津	210	5	0	1	13	34	27	105	37	222
松阪多気	145	2	0	0	14	19	21	76	26	158
伊勢志摩	249	7	0	6	9	35	24	132	46	259
伊賀	169	3	0	2	8	12	34	93	25	177
紀北	41	2	0	0	4	4	2	26	7	45
紀南	28	2	0	1	5	6	0	17	3	34
県外	5	0	0	0	0	0	0	3	2	5
	1,363	31	0	21	79	160	116	777	261	1,445

(5) 男女別年齢別相談件数

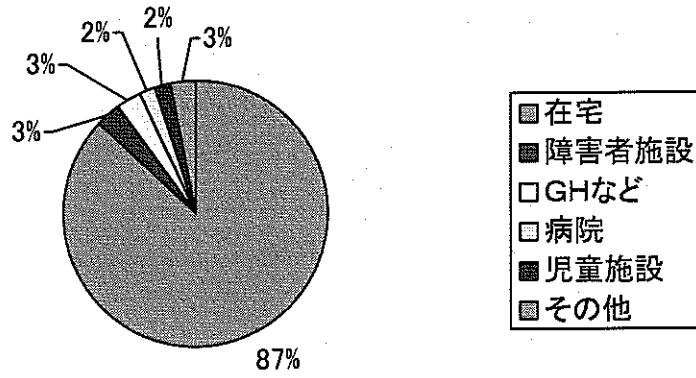


(6) 男女別程度別相談件数

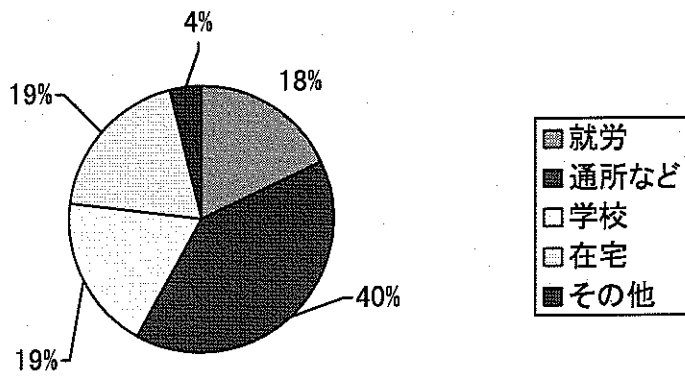


(7) 生活活動状況別相談割合

☆ 生活状況



☆ 活動状況



(8) 地域支援の状況

① 地域自立支援協議会（知的障がい部会）への参加

障害者自立支援法の施行に伴い、市町あるいは障がい保健福祉圏域（以下、「圏域」と記す）単位に、地域自立支援協議会が設置されることになりました。しかし、設置について準備段階の市町、圏域もみられ、進捗状況に格差が生じている現状です。

このような中、知的障がいに関する部会を月に1回ずつ開催している5圏域については、地域担当ケースワーカーが毎回出席し、支援困難事例の検討や施設入所希望者の状況把握等を行いました。また、年3回の部会を開催している1圏域についても、同様のかたちでの参加をしました。

② 緊急入所調整委員会

三重県では、平成15年10月から、知的障がい者が住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるセーフティネット機能の構築を目的とし、緊急入所調整委員会を設置しました。知的障害者支援課はその事務局を担っています。

保護者の死亡等により地域生活の維持が危うくなった知的障がい者に対し、市町からの要請に基づいて調整委員会を開催しますが、幸い、平成21年度は開催要請がありませんでした。

③ 行動観察事業

平成21年度に行動観察事業を利用した利用者は5名（男性3名、女性2名）でした。うち3名は事業終了後、家庭に復帰。日中は就労継続支援、生活介護等のサービスを利用しながら、地域での生活を再開しました。また、残る2名のうち1名は家庭復帰を目標に、当面はケアホームで生活。日中は就労継続支援事業所に通うことになりました。他の1名については家族との関係が悪循環を極めているため、当面は入所施設で生活することになりました。しかし、家族との関係を再構築するための調整が目的であり、家族関係に改善がみられた後には地域に戻る予定です。

なお、行動観察事業利用以前には、5名の利用者それぞれに何らかの不応などがみられました。しかし、行動観察によって把握された障がいの特性、行動の特徴等を基に支援を検討することで、家族や地域の支援者の理解が深まり、環境調整等を行うことによって、事業終了後は概ね安定した生活を送ることができています。また、個々の状況によって入所施設利用の期間は異なりますが、利用者5名の入所期間はいずれも2ヶ月～3ヶ月でした。

(9) 研修の状況

① 市町障がい福祉担当職員新任者研修（基礎研修）

日 時 平成 21 年 5 月 22 日（金）
場 所 身体障害者総合福祉センター大研修室
対象者 市町障がい福祉担当職員
内 容 知的障害者支援課作成の「知的障がい者支援・現業活動マニュアル」に基づく行政事務研修
参加者数 49 名

② 知的障がい福祉専門研修（専門研修）

日 時 平成 21 年 10 月 23 日（金）
場 所 身体障害者総合福祉センター大研修室
対象者 市町障がい福祉担当職員・障害者総合相談支援センター等の福祉関係職員
内 容 ア：講義「行動観察事業から見えてくる地域生活支援のあり方について」
講師：障害者支援施設「城山れんげの里」
施設長 三浦敏朗氏 ・ 主任支援員 井村裕氏
イ：演習「ロールプレイを通して調査・相談に関わる面接のしかたを学ぶ」
進行：知的障害者支援課職員
参加者数 55 名

3 身体障害者支援課

(1) 相談業務

身体障がい者の更生援護のための各種相談に応じ、指導・助言を行います。

- ① 自立支援医療（更生医療）相談
- ② 補装具相談
- ③ 施設入所相談
- ④ その他関連する相談

(2) 判定業務

① 医学的判定

市町からの依頼により、身体機能障がいの程度、残存機能及び障がいの状態を診断し、自立支援医療費、補装具費の支給にかかる医学的判定を行います。
判定には、書類判定と来所判定があります。

平成 21 年度医学的判定

種 別	来所判定日	時 間
整形外科	毎月第 1・3・4 火曜日	14:00～16:30
耳鼻科	毎月第 2・4 水曜日	13:00～16:00
内 科	書類判定	随 時
心臓血管外科	書類判定	随 時
泌尿器科	書類判定	随 時
眼 科	書類判定	随 時

② 心理的判定

市町からの依頼により、心理的判定を行います。

(3) 相談判定実施状況

平成 21 年度中に実施した相談及び判定の実人員は 1,762 人でした。

来所（書類判定を含む）による実施人員が 1,739 人（98.7%）、巡回による実施人員が 23 人（1.3%）でした。

相談及び判定件数の主な内容については、補装具費の支給に関する相談件数が 1,024 件、判定件数が 1,019 件（次年度へ持ち越し 5 件）、更生医療の給付に関する相談件数が 727 件、判定件数が 727 件でした。

平成 21 年度相談・判定件数

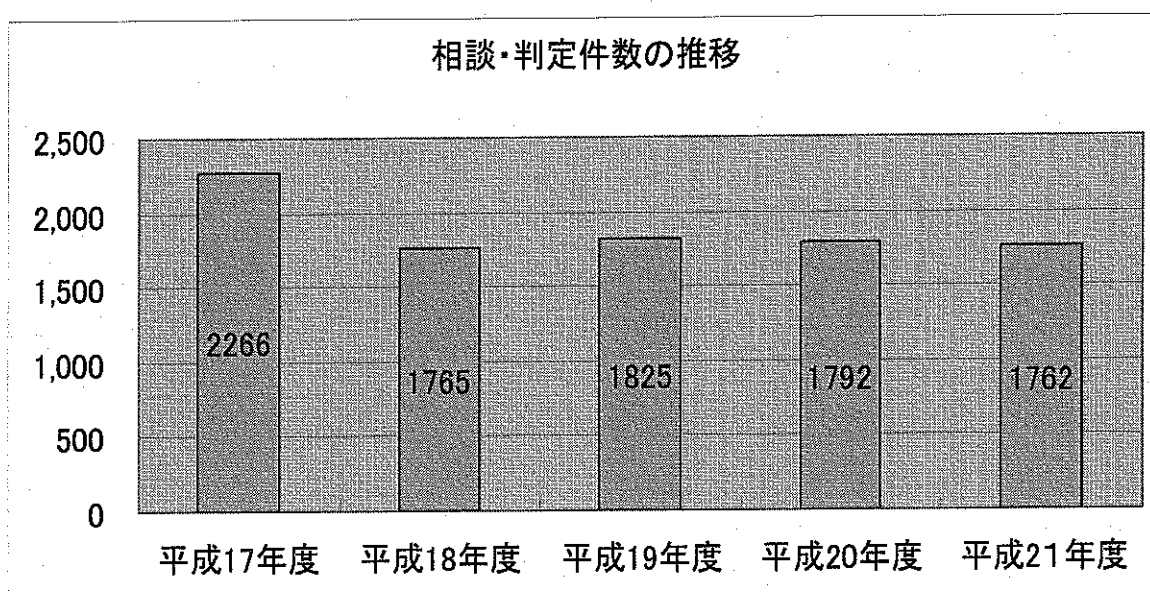
区 分		来 所	巡 回	計	構成比
実人員数		1,739	23	1,762	—
相談内容	手帳診断	0	0	0	0.0%
	更生医療	727	0	727	41.3%
	補装具	1,011	13	1,024	58.0%
	職業	0	0	0	0.0%
	施設	1	0	1	0.1%
	生活	0	0	0	0.0%
	その他	0	10	10	0.6%
	計	1,739	23	1,762	100.0%
判定内容	手帳診断	0	0	0	0.0%
	更生医療	727	0	727	41.3%
	補装具	1,006	13	1,019	58.0%
	心理判定	1	0	0	0.1%
	職業判定	0	0	0	0.0%
	その他	0	10	10	0.6%
	計	1,734	23	1,757	100.0%
判定書交付件数		1,734	23	1,757	100.0%

※ 来所には、書類による判定を含む

(4) 相談判定実人員数の過去5年間の推移

平成18年度は、医療制度の見直し等により大幅に減少しましたが、それ以降は横ばい状態が続いています。

相談・判定 件数の推移	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	2,266	1,765	1,825	1,792	1,762



(5) 来所・巡回別実施実人員数の過去5年間の推移

平成18年度以降、横ばい状態が続いています。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
来所	2,203	1,712	1,771	1,750	1,739
巡回	63	53	54	42	23
計	2,266	1,765	1,825	1,792	1,762

(6) 相談判定状況の過去5年間の推移

手帳診断（障害程度の判定）は平成20年度をもって廃止しました。

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
更生医療	1,105	719	688	681	727
補装具	1,107	1,014	1,034	1,028	1,024
心理判定	1	2	0	0	1
手帳診断	50	66	75	67	0
職業判定	0	0	0	0	0
その他判定	34	15	67	67	10
計	2,297	1,816	1,864	1,843	1,762

平成21年度更生医療の判定件数

医 療 内 容 例		件 数	比 率
心臓機能障害	バイパス術	27	3.7%
	弁置換術・弁形成術	61	8.4%
	ペースメーカー植え込み術	10	1.4%
	その他	29	4.0%
じん臓機能障害	透析療法	260	35.8%
	免疫抑制療法	136	18.7%
	腎移植	16	2.2%
	その他	8	1.1%
肢体不自由	人工関節置換術	79	10.9%
	その他	4	0.6%
免疫機能障害	抗HIV剤投与	93	12.8%
聴覚・音声・言語機能障害	歯科矯正治療他	3	0.4%
	人工内耳術	1	0.1%
計		727	100.0%

(7) 補装具判定の状況

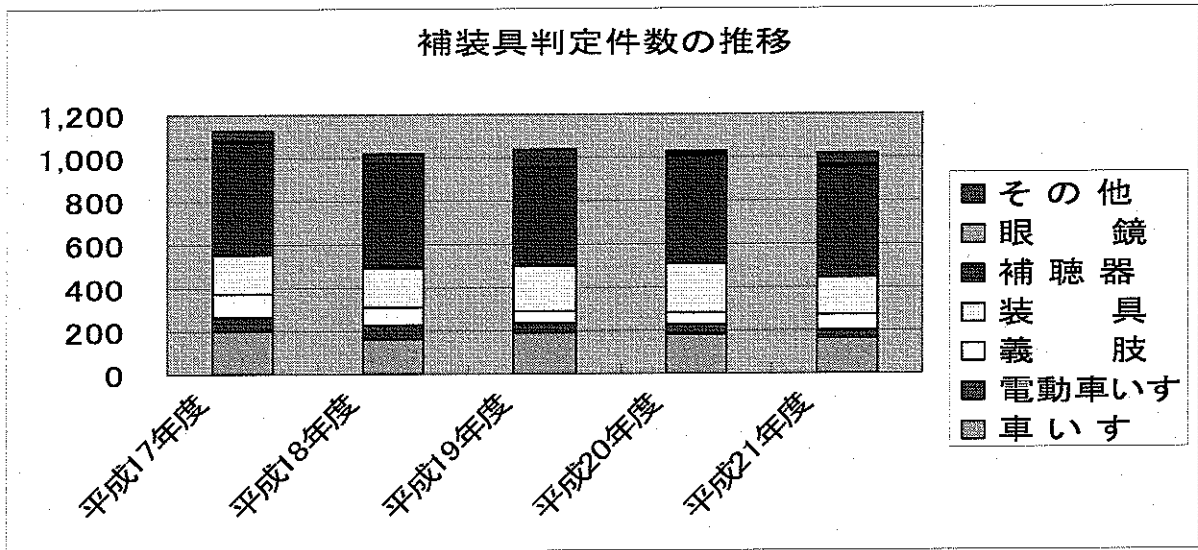
補装具の判定は、補聴器が最も多く 50.3%、次いで装具が 16.8%、車いすが 16.4%となっています。

平成 21 年度補装具の判定件数

種 目	件 数	比 率
車いす	167	16.4%
電動車いす	35	3.4%
義 肢	72	7.1%
装 具	171	16.8%
補 聴 器	513	50.3%
眼 鏡	2	0.2%
そ の 他	59	5.8%
計	1,019	100.0%

※年度別判定状況（過去 5 年間の推移）

種 目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
車いす	201	168	188	183	167
電動車いす	61	60	50	42	35
義 肢	111	80	57	56	72
装 具	186	186	208	226	171
補 聴 器	513	476	448	506	513
眼 鏡	6	2	2	2	2
そ の 他	53	42	81	13	59
計	1,131	1,014	1,034	1,028	1,019



(8) 巡回相談実績

整形外科の手帳診断(障害程度の判定)は平成20年度をもって廃止しました。

※ 耳鼻科の手帳診断は平成15年度をもって廃止しました。

月/日	曜日	障害福祉 圏域	市町	開催場所	判定件数	
					整形	耳鼻科
6月4日	木	熊野	御浜町	紀南病院	4	1
6月18日	木	伊勢志摩	鳥羽市	鳥羽保健福祉センター ひだまり休日診療所	4	0
7月9日	木	伊勢志摩	玉城町	玉城保健福祉会館	3	0
7月30日	木	伊賀	名張市	名張市総合福祉センター ふれあい	5	0
10月15日	木	伊賀	伊賀市	いがまち 保健福祉センター	2	3
10月22日	木	四日市	菰野町	菰野町保健福祉センター けやき	1	0
計					19	4
合 計					23	

(9) 地域リハビリテーション推進事業

- ① 市町身体障がい者福祉担当職員初任者研修
身体障害者更生相談所が所管している業務について、市町の経験の浅い職員を対象として、実務研修を実施しました。

平成 21 年 5 月 21 日 45 名

- ・ 身体障がい者福祉の概要
- ・ 判定事務の手続き
- ・ 身体障害者手帳について
- ・ 補装具について
- ・ 自立支援医療（更生医療）について
- ・ 施設紹介と入所調整について

- ② 市町身体障がい者福祉担当職員専門研修
身体障がい者福祉担当職員を対象に、専門研修として、補装具研修会を各分野の専門家による講義形式で行いました。

平成 21 年 11 月 25 日 45 名

- ・ 補装具費支給事務について
- ・ 人工内耳について

(10) 市町相互間の連絡調整等業務

障害者自立支援法では、利用者が事業所と契約して、障害の程度に応じたサービスを受けることになります。

施設サービスを利用するにあたって、施設が入所者を選別することなく、利用が円滑かつ公平に行われるように、施設や関係者の参画を得て「三重県身体障害者支援施設入所調整会議」を設置しています。

平成 21 年度は、施設別調整会議を 2 回、入所調整会議を 3 回開催しました。

①施設別調整会議

- ・ 第 1 回（平成 21 年 6 月 17 日）
関係機関：梨丘園、伊賀市社会福祉事務所、伊賀市障がい者相談支援センター、奈良県山添村、三重県障害者相談支援センター
- ・ 第 2 回（平成 21 年 6 月 24 日）
関係機関：エビノ園、鳥羽市社会福祉事務所、桑名市社会福祉事務所
川越町、三重県障害者相談支援センター

②入所調整会議

- ・ 第1回 (平成22年8月7日)
 1. 入所基準指針(案)について
 2. 待機状況について

- ・ 第2回 (平成21年11月18日)
 1. 入所基準指針(案)について
 2. 待機状況について

- ・ 第3回 (平成22年3月3日)
 1. 入所基準指針(案)について
 2. 待機状況について

(11) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務

- (1) 平成21年度は、施設入所等にかかる心理判定は1件でした。
- (2) 特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域相談支援センター職員等と検討を4回行いました。
- (3) 自立支援協議会に5回出席しました。
- (4) 市町等に対し、障がい福祉に係る各種の情報の提供を行いました。

4 地域支援課

(1) 相談支援事業

県内に設置した障がい者の相談支援センターの利用者数(登録者数)

①障がい者就業・生活支援事業

項目	平成20年度	平成21年度
登録者数	1,702人	2,186人

②障がい児等療育相談支援事業

項目	平成20年度	平成21年度
登録者数	2,139人	2,134人

③高次脳機能障がい者生活支援事業

項目	平成20年度	平成21年度
利用者数(延数)	593人	752人

④自閉症・発達障がい支援センター運営事業

項目	平成20年度	平成21年度
利用者数(*)	285人	642人

*あすなろ学園を除く利用者数の実数

⑤重症心身障がい児（者）相談支援事業

項目	平成 20 年度	平成 21 年度
登録者数	237人	325人

(2) 人材育成支援事業

① 障害程度区分認定調査員研修

障害程度区分の認定調査を行う市町職員等を対象として実施しました。

【日 時】 平成 21 年 4 月 27 日等の 4 回実施

【参加者数】 69 名

② 審査会委員研修

障害程度区分の認定を行う市町の審査会委員の研修を行いました。

【日 時】 平成 21 年 5 月 7 日等の 5 回実施

【参加者数】 24 名

③ 相談支援従事者初任者研修

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成 21 年 7 月 8 日、9 日、10 日、29 日、30 日の 5 日間

【参加者数】 71 名

④ 相談支援従事者現任者研修

相談支援従事者初任者研修の受講者を対象として、相談支援従事者の資質の向上を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成 21 年 4 月 22 日～24 日の 3 日間

【参加者数】 41 名

⑤ サービス管理責任者研修

障害者自立支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者の養成を図ることを目的として、実施しました。

【日 時】 平成 21 年 10 月 30 日（共通講義）

平成 21 年 11 月 4 日、5 日（児童分野）

平成 21 年 11 月 16 日、17 日（介護分野）

平成 21 年 11 月 30 日、12 月 1 日（地域生活（知的・精神）分野）

平成 21 年 12 月 8 日、9 日（就労分野）

【参加者数】	児童分野	23名
	介護分野	88名
	地域生活（知的・精神）分野	67名
	就労分野	68名
	合計	246名

⑥ サービス管理責任者フォローアップ研修

就労分野あるいは地域生活（知的・精神）分野のサービス管理責任者の資質向上やサービス管理責任者間の情報交換や情報共有を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成22年1月12日～13日の2日間

【参加者数】 16名

⑦ 行動援護従業者養成研修

知的障がいや精神障がいにより、行動する際に困難や危険を生じる障がいの者の介護等を行う行動援護従業者を養成することを目的として実施しました。

【日 時】 平成22年2月24日～26日の3日間

【参加者数】 38名

⑧ ガイドヘルパー養成研修

障がいの者の外出時の移動の支援等に必要な知識、技能を有するガイドヘルパーの養成を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 10月、2月の2回実施

【参加者数】 159名

(3) 地域自立支援協議会

平成21年度中に、すべての市町に地域自立支援協議会が設置されましたが、活動状況は様々で、必ずしも活発とはいえない市町もあります。そのため、今年度は、すべての市町を訪問し、地域自立支援協議会の活動状況を把握するとともに、実際に地域自立支援協議会に参加し、協議会運営等の課題の把握に努めました。

また、同時に市町職員や相談支援センター職員等を対象として、相談支援の充実強化と地域自立支援協議会の活性化に向けたエンパワメント研修を行いました。